

平成30年(2018年)6月紀北町議会定例会会議録

第5号

招集年月日 平成30年6月5日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成30年6月15日(金)

応招議員

1番	岡村哲雄	2番	大西瑞香
3番	原 隆伸	4番	谷 節夫
5番	奥村 仁	6番	樋口泰生
7番	太田哲生	8番	瀧本 攻
9番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	宮原 俊也	税 務 課 長	上村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野 和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 武幸
教 育 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

2 番 大西瑞香                      3 番 原 隆伸

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**家崎仁行議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

---

**家崎仁行議長**

ここで少しお時間をいただきまして、奥村武生君から発言の取消の申し出がありましたので、奥村武生君の発言を許可することにいたします。

奥村武生君。

**13番 奥村武生議員**

おはようございます。奥村でございます。昨日の私の一般質問の中で不適切な発言をしてしまいました。お手元に配付の発言取消の申出書のとおり発言の取り消しをお願いいたします。

**家崎仁行議長**

ただいま奥村武生君から発言の取り消しの申し出がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ声あり)

**家崎仁行議長**

入江康仁君。

**10番 入江康仁議員**

今の発言の取り消しの申し出、配付で承っておりますけれど、これの中でどういう意味で、この内容的にね、中身のどういうふうなところが不適切であったから取り消していただくということを、ちょっとやってもろたほうがいいんじゃないですか。なんで取り消すのか意味がわからないところがありますんで、そこを。

---

**家崎仁行議長**

ちょっと休憩します。すいません。

(午前 9時 31分)

---

**家崎仁行議長**

異議なしですので、後刻記録を調査して、措置いたします。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

---

**日程第 1**

**家崎仁行議長**

それでは日程にしたがい議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 126 条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2 番 大西瑞香君

3 番 原 隆伸君

のご兩名を指名いたします。

---

**日程第 2**

**家崎仁行議長**

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

入江康仁君。

### **入江康仁総務産業常任委員長**

皆さん、改めておはようございます。

ただ今から、平成 30 年 6 月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月6日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催いたしました。また、説明のため出席した者は、財政課、企画課、税務課、農林水産課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第37号 紀北町税条例等の一部を改正する条例

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町税条例の一部を改正する条例）

議案第42号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

議案4件の審査であります。

それでは審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第37号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町税条例の一部を改正する条例）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第42号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての審査を行いました。

質疑に入り、質疑といたしまして、議案書 110 ページ、今回の契約は既存車両の更新だと思いますが、既存車両に比べてレベルアップ等している所があれば教えてください。また、旧の車両の処分はどのように行いますかという質疑に対しまして、既存車両と同等品の更新ですが、車両・ポンプ共に最新機種であるため、それぞれ性能は向上していると思います。また、車両の処分については、納入業者において処分してもらいますという答弁でございま

した。

次に、現在は4ストロークのポンプが主流だと思いますが、なぜ今回は2ストロークのものを導入するのですか。また、その性能に差はないのですかという質疑に対しまして、入札の際の仕様書では、B-3級という指定はしていますが、2ストロークと4ストロークの指定はしておらず、結果的に今回は2ストロークのものとなっていますが、性能に差はないと聞いていますという答弁でございました。

次に、ポンプ車の更新はどのような計画で行っていますか、また、現在の消防団車両台数と今後の更新予定についても教えてくださいという質疑に対しまして、消防団車両につきましては、更新計画を作成して概ね12年から15年のサイクルで更新しています。消防団車両は現在27台で、毎年2台ずつの更新を予定していますという答弁でございました。

次に、ポンプ車の管理はどのように行っていますかという質疑に対しまして、消防団車両の管理につきましては、毎月1回の放水訓練等の活動がありますので、その際に点検等を行っていますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、課長からの追加説明があり、企画課所管分としましては、9ページをお願いいたします。今回、2件の事業について補正予算を計上させて頂いております。

移住・定住・交流促進事業についてですが、地域団体等が実施する移住定住に資する事業を、一般財団法人地域活性化センターが200万円を上限に全額を助成する事業です。

続きまして、相乗り運送実証事業ですが、住民による住民の移動手段の確保という新たな方式の運送を試験的に実施することにより、その実現可能性や有効性について検証することを目的とした事業ですという説明のあと質疑に入りました。

質疑といたしまして、予算書9ページ、移住・定住・交流促進事業について、事業の中でスキルアップ講習会がありましたが、何のスキルアップですか。相乗り運送実証事業について、実証する目的は何ですか。また、実証が終わった後は結果を見てどうするのですか。運

行日については毎日ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、スキルアップ講習会は、海・山こだわり市実行委員会の会員のスキルアップを目的としています。実行委員会メンバーは、それぞれ農業や水産業を営んでいる方が中心ですので、一次産業に対する講習会、商品の6次産業化やブランド化を目指した講習会等を計画しています。また、相乗り運送実証事業の目的は、住民による住民の移動手段の確保という新たな方式の運送を試験的に実施することにより、その実現可能性や有効性について検証することを目的としています。総務省の事業目的は、シェアリングエコノミーの活用推進であり、地域の遊休資産を使って地域課題を解決するために、モデル事業を実施して、結果を検証することで、実際に実施するための一助とするものです。

当町としては、公共交通空白地の解消という課題があり、いこかバスを走らせていますが、それ以外の地域については、通常バス交通では解消することが難しい地域がたくさんありますので、空白地解消の解決策を模索するために事業を実施します。

今回は、今までにない先進的な取り組みですので、現在陸運支局と随時協議をしながら進めていますが、実施には多くの課題がありますので、いこかバスの試験運行のように、結果によってすぐに本運行ができるものではありません。どれだけ実現可能性や有効性があるかを検証することが目的となっていますが、当町としてはノウハウやデータが蓄積できますので、公共交通空白地の解消に向けて活用したいと考えています。

運行時間については、期間中は毎日運行します。当初は、平日だけの運行を考えていましたが、実証事業ですので土日も運行してみて、土日と平日の利用の差を検証するためにも、負担は大きくなりますが毎日の運行を計画していますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、スキルアップ講習会は、会員向けとのことですが、補助金を活用する事業ですので、会員以外でも希望者が参加できるようにできますか。相乗り運送実証事業について、具体的に検証項目はどのようなものですかという質疑に対しまして、スキルアップ講習会ですが、会員を対象としています。会員以外の方も参加できる予定であると聞いています。

検証項目について、一番重視しているのは、申し込みから配車、移送、決済までの流れがスムーズに行えるかどうかです。さらに、安全な運行のため、車両と運転手の安全管理が必要になります。運転手は基本的に対面点呼にてアルコールチェックをしますので、毎日適正に行えるかが重要になってきますので、実際に検証します。あとは実際に運行したときに、どれぐらいの利用者の方がいらして、どれぐらいの利用頻度があつて、最終的に利用者の方

の満足度や運転手の方の意見を検証していきます。さらに、他の公共交通機関である路線バスや福祉タクシー、タクシー会社などの利害関係者の方々の事業に支障を与えないかを含めて検証していきますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、福祉タクシーが町内に3件ありますが、事業の実施にあたって、事業者との話し合いはこれから行うのですかという質疑に対しまして、この事業を計画する段階で、利害が関係すると思われる事業者の方々に影響を及ぼしてはならないですし、事前に了解をとるべきとの考えのもとで、当時は福祉タクシー2社とタクシー会社1社に出向いて、事前にこのような事業を計画していることを伝えて、ご意見をいただきました。

あるところは多少なり事業に影響があると答えられましたし、あるところはこのエリアであれば影響はないと答えられました。いずれにしろこの3社においては、今回考えている事業は、地域の方にとって良いことであるので、事業の実施については賛同すると言っていたいておりますという答弁でございました。

町としては、事業者の育成も考えないといけないし、福祉タクシーも相賀でさらに1社増えて頑張っています。事業者に対して説明をしていただいておりますが、将来にわたって苦情などあると思いますので、意見も聞いてもらってできるだけ苦情等がないようにお願いしますという質疑に対しまして、事業の陸運局への申請について、町が行う運送については紀北町公共交通会議での合意が必要で、いこかバスもその形で行っています。本事業も同様の合意が必要で、合意をいただく際には関係者として福祉タクシーの方にも参加していただいて、意見をいただきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、相乗り運送実証事業で、紀伊長島地区と海山地区で実施することは伺いましたが、紀伊長島から海山や尾鷲などへは行けるのですか。距離などに制限があるのですかという質疑に対しまして、運送エリアの設定ですが、ほとんどの利用目的が買い物や病院であることを想定してエリアを設定していますので、紀伊長島地区では役場本庁周辺まで、海山地区では相賀地区までの運送としています。それ以外の地区をまたいでの運送は考えていません。

それは、他の公共交通機関との住み分けがありまして、紀伊長島から海山あるいは尾鷲へ行く場合には、三重交通の路線バス尾鷲長島線がありますので、そちらをご利用いただきたいと思います。路線バスは大変貴重な公共交通機関ですので、公共交通を維持継続していく意味では、度外視して考えることはできませんという答弁でございました。

次に、利用の際に目的を確認するのでしょうか。エリア内であれば利用できるのか、買い



物や病院での利用に限定されているのでしょうかという質疑に対しまして、今回の利用目的は限定しておりません。例えばお友達のところへ遊びに行く場合でもご利用いただけます。しかし、運賃のこともあり運行できるエリアは限定していますという答弁でございました。

次に、195万8,000円の予算はどこから出るのでかという質疑に対しまして、一般財団法人地域活性化センターといたしまして、全国の自治体や賛同する民間企業が出資して昭和60年に設立された、地域づくりのための団体です。このセンターが、地域づくり支援事業として移住・定住・交流推進支援事業を行っており、上限200万円まで全額をセンターが負担してくれますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、相乗り運送実証事業を実施して、いこかバスよりオンデマンドのような形の方が使いやすいという意見も出ると思いますがいかがですか。運転手は60代の方をお願いするとのことですが、ボランティアの気持ちがないとできないのではないですか。運賃の収納はどこが責任を持つのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、相乗り運送は、かなりハードルが高い事業ですので、今回実証事業を行って実現可能性や有効性について検証することとしています。

この結果により、ただちに本運行に繋がれるものではないと思っています。紀伊長島地区については、当初予算で認められたいこかバスの試験運行とまったく同じエリア設定をしています。これは、地域的に交通空白地であるということと、それ以外に自主運行バスの試験運行の結果と次に行う相乗り運送実証事業の結果を比較することで、よいデータが得られると思います。

運転手につきましては、上限を70歳としていますので、60歳以下でも登録していただきたいと考えています。運転手は、ボランティアになりますが、運賃も発生しますので、有償ボランティアとなります。運転手の確保についても、実証項目の一つです。この運賃設定では少ないのか、十分受けていただけるのかについても実証と考えています。

運賃の収受は、基本的には現金ではなくICカードでの決済を検討しています。ただ、決済システムが実行できるか確認がとれていませんので、早急に詰めていきます。ICカードを利用すると、カード内で決済が処理されて、パソコンで管理することになります。しかし、チャージについては、例えば役場でチャージすることになると、移動手段のない方がそのために役場まで来る必要が生じますので、車内でできるようにしたいと考えています。その場合、現金を運転手に渡してチャージすることになりますので、運転手には現金をしかるべきところへ持ってきていただくことになりますという答弁でございました。

続きまして、高齢者の方がたくさん使われると思いますので、わかりやすく丁寧に案内してもらえようをお願いしますという質疑に対しまして、実施にあたっては、各地区で説明会を開催します。よく理解をしていただかないと利用も運転手も集まっただけませんので、わかりやすく丁寧に説明しますという答弁でございました。

次に、海・山こだわり市実行委員会には、何名の会員がいますか。今回の実証事業は全国的にも先進的であるとのことですが、何カ所で実施していますか。京丹後市は、実証実験なのか本運行なのか教えてくださいという質疑に対しまして、海・山こだわり市実行委員会は、20代から40代の一次産業従事者が中心で、8名の方がメンバーとなっています。

相乗り運送は、京丹後市は、ライドシェアとして実際に運送を行っています。また、北海道の中頓別町は、実証実験をされていますという答弁でございました。

以上のとおり企画課所管分について、質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、質疑に入り、課長から追加説明があり、追加説明といたしまして、海岸保全施設整備事業につきましては、これまでは、農山漁村地域整備交付金の交付を受けて整備を進めてまいりましたが、平成30年度からは、漁港機能増進事業の採択要件に海岸保全施設も含まれることになりましたので、事業計画承認申請及び交付申請の結果、事業計画承認及び5月17日付で交付決定されたことから、6月議会に上程させていただきましたという追加説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、

予算書、歳入7ページ、歳出10ページ、今回交付決定された1億円については、国の補助金であると思うが、県費は含まれていますか。また、補正前の4億8,971万5,000円とあるが、この中に交付金事業がどれだけあって、町の負担はどれだけになるのですか、財源内訳の詳細をお伺いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、まず農山漁村地域整備交付金、いわゆるNN交付金と言われているものですが、このNN交付金がなくなったわけではなく、予算付けが厳しい状況にある中、漁港機能増進事業の要件が今年度から拡充されたことにより、NN交付金に加えて、単年度事業ではありますが、交付決定いただいたものです。

また、NN交付金は、まだ、交付決定をいただけていませんが、NN交付金に加えて漁港機能増進事業も進めていくということです。それから、漁港機能増進事業については、県支出金として計上いたしていますが、内容につきましては全額国費です。

また、事業費2億円の財源内訳といたしましては、国費が1億円で、残り1億600万円の600万円につきましては、三重県との工事の委託契約の事務費分の3%分であります。

それから、財源といたしましては、1億600万円に対しまして、合併特例事業債をあてるということです。当初予算におきまして、海岸保全施設整備事業では、4億3,381万2,000円です。これに加えて2億円をお認めいただきましたら、6億3,381万2,000円となります。

このうち1億5,000万円が町単独事業分、残りにつきましては、NN交付金分と今回の漁港機能増進事業分ですという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、予算が増えたことにより、三浦漁港の進捗率はどうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、この事業費により三浦漁港につきましては、約96%の進捗率となります。矢口漁港におきましては、NN交付金分で7,000万円と町単独事業分1億5,000万円、合計2億2,000万円の事業になると考えていましたが、三浦漁港には2億円の事業費とNN交付金分といたしまして8,500万円の事業進捗を考え、約96%の進捗率となり、NN交付金の交付額によっては、矢口漁港の事業費を増額させたいと考えています。現時点での矢口漁港の進捗率は約46%ですが、NN交付金を矢口漁港に充てることによりさらなる進捗が図られるものと考えています。

また、漁港機能増進事業は単年度事業ですので、今年度は三浦漁港での交付決定をいただきましたが、来年度以降は、矢口漁港での要望を検討していますという答弁でございました。

以上のとおり農林水産所管分について質疑を終了いたしました。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会の所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

## **家崎仁行議長**

次に、教育民生常任委員長 太田哲生君。

太田哲生君。

## **太田哲生教育民生常任委員長**

平成30年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月7日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして委員8人の出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の

課長及び職員であります。

また、今期定例会において、付託されました案件は、

議案第38号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第39号 紀北町旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

の議案4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

議案第38号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。この条例第10条の職員の資格などの改正について、質疑がありました。

答弁としましては、第10条第3項第4号につきましては、教諭となる資格を有する者について、放課後児童支援員の資格者としている規定であります。教員免許更新制との関係で分かり難い規定となっていたことを踏まえ、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改正されたものです。条例第3条第10号につきましては、現在、高等学校を卒業していないために放課後児童支援員になれない方がいるため改正するものであり、放課後児童支援員の資格要件を拡大するための改正であります。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第39号 紀北町旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。ホテル、旅館、民宿などの営業種別について、そして旅館、ホテル指定された施設の件数について質疑がありました。また民泊についても質疑がありました。

答弁としましては、まず、民宿がどの営業種別になるのかということですが、民宿をされる方が、こういった構造、設備を設けて、許可を申請されるのかということになります。基本的には、簡易宿泊営業という形になるかと思えます。

また、旅館業の営業許可施設についてですが、紀北町内におきましては、旅館業の営業許可施設数が47施設で、そのうち簡易宿所、基本的には簡易宿泊営業という営業施設が5施設となっています。なお、民宿が、実際、何件あるのかということについては、把握していません。

民泊については、6月15日から、住宅宿泊事業法という新しい法律が施行され、新しい形の民泊制度ができます。ただ、民泊サービスを提供される方が、どういう営業形態をとるかということが大事になってきます。

旅館業法でも、住宅宿泊事業法でも、民泊サービスを実施することは可能なのですが、住宅宿泊事業法については、1年間の営業日数が180日以内と定められています。住宅宿泊事業法による手続きで民泊サービスを実施される方については、旅館建築の規制に関する条例の適用は受けないことになります。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

国民健康保険料の5割軽減、2割軽減の軽減対象人数と所得基準額や支援措置について、質疑がありました。

答弁としましては、国民健康保険料につきましては、7月に本算定を行い所得が確定し、平成30年度の保険料が確定します。その所得に応じて7割、5割、2割の軽減があり、納入通知書には軽減額がわかるように明細が書かれています。軽減に対する財政支援につきましては、軽減相当額と軽減相当額の2分の1が一般会計から国保会計へ繰入金として措置されています。

一般会計については、補助金と交付税措置により財源が補完されており、軽減した分についてはそれ以上の財源が入る仕組みとなっています。軽減対象人数は、平成30年3月末時点でいいますと、5割軽減対象者は424世帯、730人です。2割軽減対象者は337世帯、620人です。軽減となる所得基準額につきましては、世帯合算所得になりますが、5割軽減については、33万円+27万5,000円×被保険者数以下の所得の方が対象となります。2割軽減については、33万円+50万円×被保険者数以下の所得の方が対象となります。

また今回、高額所得者に対しては所得に応じて賦課限度額の医療分の見直しがされています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

はじめに学校教育課所管分について審査を行いました。

児童生徒スクールバス運行事業について質疑がありました。

答弁としましては、今回の児童生徒スクールバス運行事業は、引本小学校閉校に伴うスクールバスの購入です。現在、海山地区には29人乗りのバスと11人乗りのワゴン車の2台のスクールバスがあります。29人乗りのものは、現在、便ノ山、鷲毛、小山浦の児童の送迎に使用しています。11人乗りのものは、白浦、島勝浦地区の児童を矢口小学校へ送迎し、それから、矢口浦、白浦、島勝浦地区の生徒を潮南中学校に送迎しています。今回、29人乗りのバスは、今年度末で閉校となる引本小学校の児童を相賀小学校へ送迎するためのものです。

役務費、燃料費の予算につきましては、新しく車両を購入する場合、試運転するためのガソリン代としての燃料費であります。また、購入に係る経費としまして車両保険等の役務費、重量税の公課費等の予算であります。

スクールバス運転事業につきましては、業務委託を行いたいと考えています。現在も、相賀小学校、矢口小学校、潮南中学校への運転業務は、三重交通に業務委託しています。

現在、引本小学校区から上里小学校へ指定校変更されている方もいます。ただ、今回の引本小学校の閉校につきましては、引本小学校の校区が相賀小学校の校区になるということです。基本的には指定校変更の場合、学校への通学についての送迎は保護者をお願いしています。今後の指定校変更者については予想できない部分がありますが、登下校の送迎は原則保護者をお願いしたいと考えています。

続きまして、引本小学校閉校について質疑がありました。

答弁としましては、町としましては児童数が30人を下回る学校につきましては、今後の児童数の推移を保護者の方々に説明をさせていただいています。そういうことから引本小学校でも平成27年度から29年度まで保護者説明会をさせていただいています。今年度は、普通学級で、2年生、3年生、4年生が欠学年という状況となっています。そういった場合、複式学級を組むときに、例えば、1年生と5年生の複式学級などの学年の離れた複式学級になる可能性もあります。そういうことから、子どもの教育環境について保護者の方々と協議をさせていただき、その結果、閉校という結論を出させていただきました。

続きまして、教育振興事業の閉校記念誌の発行について質疑がありました。

答弁としましては、閉校記念誌につきましては、1,000部作製する予定です。配布の内訳は、引本浦地区全世帯と式典出席者、歴代校長、町内小中学校、教育委員、議員の皆さまに配布したいと考えています。また、原稿の寄稿など記念誌作成に協力していただいた方にも配布させていただきたいと思っております。

作成については、町から引本小学校に補助金として支出させていただき、引本小学校がPTA役員、自治会役員にお願いして、作成委員会を組織して記念誌を作る予定であります。

続きまして、三重の英語教育改革加速事業について質疑がありました。

答弁としましては三重の英語教育改革加速事業の28万円につきましては、平成32年度から学習指導要領が改訂になり、小学校5、6年生で英語が教科化となり、小学校3、4年生で英語活動が始まります。それに対し、今年度、ALT2名の増員を予算化させていただきました。本事業は、三重県から100%の補助事業で、赤羽小学校、赤羽中学校で始まる英語の教科化に向けた研究事業を行うものです。

また三重の英語教育改革加速事業の報償費は、講師を招いた時の謝金を予定しています。1回2万円で、6回予定しています。

以上で学校教育課の質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分につきまして、審査を行いました。

大白多目的グラウンド管理事業について、質疑がありました。

答弁としましては、大白の多目的グラウンドは三重県から管理運営の許可を受けて運営を行っています。整備当初から砂が多く使いづらいというご指摘や、知事との1対1対談での要望等で県にも努力いただき、平成28年度に改良をしていただきました。状況はあまり解消されず、県に要望も重ねたのですが、これ以上の改修は難しいとのことでした。

管理許可の範囲内で町が改修を計画し、totoスポーツ振興くじの助成を申請し、4月に内示をいただきましたので、今回6月補正にて計上しました。内容は、既設の表土を8cm程取り、その土を6割程度利用し、改良混合土を8cm分つくることとなります。赤羽公園多目的グラウンドと同じような改良混合土で多目的に使えるグラウンドにしたいと考えています。

面積は1万1,633㎡です。また使用状況についてであります。現在、グラウンドゴルフ、サッカーでご利用いただいています。平成29年度では129回、2,700人程度に利用されています。現在の予算ですと5,100万円を超える額ですので、この額で設計が組まれると議決していただくことになるかと思えます。ただし現在、土を残土として扱う計画をしまして、他の保管場所であったり、残土を置場に運ぶ設計になってはいますが、実際はその土は再利用できる土であったり、県の財産ですので近くに保管できる場所があれば、そちらに保管したいということで、県に協議を行っています。

そういうことで許可をいただければ工事費が5,000万円を切る可能性があります。そういう場合は報告という形で議会にお伝えすることになると思えます。また、予算を認めていた

だいたの場合、混合比率やどうい砂がむいてるか等のテストを行い整備していくことになり、4カ月程度の工事期間が必要になります。

さらに設計入札に1カ月以上かかりますので、5カ月はかかると思います。委託先の建設課の業務の状態にもよりますが、秋ぐらいまでは発注していただきたいと考えています。

人工芝にするかどうかの検討であります。スポーツ団体から人工芝化の要望もかなり強くいただいています。協議を重ねたところ。人工芝に対する予算については、現在の土が柔らかいということで、そこも改良する必要がありました。いろいろな見積りをとったところ総額で1億5,000万円程度の予算が必要となりました。起債等も使いつらいということもあります。また、人工芝の耐用期間は10年と言われていいますので、10年のサイクルで張り替えすることになり、その張り替えに要する経費が約1億円かかると言われていことから、そのサイクルで町が負担していく、維持管理をしていくということは難しいのではないかとことです。

例えば、鈴鹿や伊勢のほうは7年から8年で張り替える必要が出てきているそうです。

使用する資材も同じ資材は10年後にはありませんので、なんらか違う資材で復旧することになります。スポーツ団体からの要望、集客等のこともあり、検討はしましたが、やはり、10年に1度張り替えていくことは難しいということで、今回、土のグラウンドとして整備することになりました。

続きまして、健康増進施設管理事業について質疑がありました。

答弁としましては、日曜日営業の要望が自治会、議会、意見箱でもいただいています。日曜日に試験的に営業することを目的に予算計上しました。内容のほうは、9月から11月の3カ月間の第2、第4日曜日に10時から17時までの運営を予定しており、その運営に要する費用、光熱水費、人件費、管理委託料合わせて119万4,000円の予算計上となっています。

利用がどのぐらい多いか、毎日運営するのか、かわりに別の曜日を休むのかということも含めて、全体的な使用率を見ながら検討したいと考えています。

以上で、議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の質疑を終了しました。

討論に入り、反対討論がありました。内容につきましては、引本小学校の閉校に伴うスクールバスの事業費が組まれています。このスクールバスに関する費用に反対するわけではないのですが、それに至る引本小学校閉校を決める過程で、教育委員会主導で保護者の方が、これからあがる皆さんの声もこういう会議で聞いてほしいという願いもありましたが、保護



者会議で決めてから入学児童の保護者に説明するとか、また保護者の方は自分たちで決めるには荷が重すぎる。自治会長とか町会議員の皆様にオブザーバーに入ってもらいたい。そして閉校しかないのか、何とか残せるような会議にすべきではないのか。そういう保護者の方のたくさんの意見もありましたが、そういう意見に応えることなく、平成 30 年度の閉校に進めていったということを私は認めることができませんという反対討論がございました。

次に賛成討論がありました。

内容につきましては、一部の予算の否決で、福祉の充実、また、安心・安全の事業を遅らせるということになりますので、否決してしまうことに賛成できません。そういう面から賛成とさせていただきますという賛成討論がありました。

以上で討論を終了し、採決を行いました、賛成多数。

よって本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で本委員会に付託された 4 案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

#### **家崎仁行議長**

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

---

#### **家崎仁行議長**

ここで、10 時 35 分まで休憩いたします。

(午前 10 時 20 分)

---

#### **家崎仁行議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10 時 35 分)

---

#### **家崎仁行議長**

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第37号 紀北町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第42号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第38号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第39号 紀北町旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についての

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

---

### **日程第3**

#### **家崎仁行議長**

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第37号 紀北町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第4**

**家崎仁行議長**

次に、日程第4 議案第38号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第38号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手

願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第5**

**家崎仁行議長**

次に、日程第5 議案第39号 紀北町旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第39号については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6

### 家崎仁行議長

次に、日程第6 議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第40号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第7

### 家崎仁行議長

次に、日程第7 議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第41号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第8**

**家崎仁行議長**

次に、日程第8 議案第42号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第42号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第9

### 家崎仁行議長

次に、日程第9 議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

9番 近澤チヅル君。

### 9番 近澤チヅル議員

議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の反対討論を行います。

スクールバスの事業費は、引本小学校の閉校に伴う予算です。つまり引本小の閉校が前提になっているのですが、私はこの閉校に至る過程について、疑問を感じています。

まず本来、閉校というものは議論が尽くされるべきであり、その過程が何よりも大切だと思っております。その対象である保護者の方々が自分たちだけで閉校を決めるのは荷が重い。他の人にも議論に入ってほしいなどの声があったにも関わらず、まず保護者の方のみで決めてください。閉校の重みを保護者の皆さんに背負わせ、押しつけるような形になってしまったこと。

さらに29年4月の経過報告の中では加配教師について、平成30年度末、平成31年3月31日をもって閉校することを、29年度1月までに決定すると、統合前加配と統合後加配として1名ずつ教員が加配される制度があると説明しました。

これは閉校が条件です。そのために12月に閉校を了承した背景があるのではないかと思います。ところが12月18日の保護者会の時点で、間に合わない可能性を示唆し、間に合わ



なければ町予算での配置もする。また、統合後になるが2年間は加配されるという説明に変わっていました。

そして現在、町予算での加配はついているのですが、週 20 時間という勤務になっており、これを5日で割ると、1日4時間の勤務ということになります。閉校だからといって加配を付けたのに、その加配は不十分であるということが十分に言えると思いますし、地域の宝である子どもたちへの思いやりに欠けた行動になってしまったのではないかと、私は思います。

このように閉校に至る過程について多くの疑義を生じており、それを前提としているこの予算に賛成することはできません。私の反対討論とさせていただきます。

### **家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

奥村仁君。

### **5番 奥村仁議員**

議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正は2億7,746万2,000円を追加するもので、公共交通の空白地域にも対応できる相乗り運送実証事業や三浦、矢口漁港の整備を進める海岸保全施設整備事業、今年度で閉校となり、相賀小学校へ統合とする引本の児童を送迎するためのスクールバスの購入予算、また苦情の多かった大白公園多目的グラウンドの土の入れ換え、要望が多かった健康増進施設の日曜日の試験営業など、広く住民要望に対応するための予算として補正されており、海岸保全施設事業では1億70万円の合併特例債のほか、国から三重県を通じ1億円の予算措置となっております。

上乗せ補助がなくなるといっておられた県としても、国への働きかけなどをしていただいた結果でもあり、非常にありがたいもので、町としても少しでも早く施設整備を進めるためにも、この補正予算を可決して早期事業完成を目指す必要があると思います。

以上の理由をもちまして、平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）に賛成をいたします。よろしく願いいたします。

### **家崎仁行議長**

次に、反対討論される方はありませんか。

奥村武生君。

### **13番 奥村武生議員**

奥村武生でございます。一般会計補正予算、スクールバスの予算について、入った予算について、反対するものであります。

大した問題じゃないかと思われる方もお思いだと思いますけども、極めて重要な問題を含んでましてですね、引本の過疎化が一層若者とか子どもがいなくなりですね、そして、引本の存亡の危機にかかる問題でもあるから反対するものであります。

これは間違っている部分、言葉足らずの部分もあるかもわかりませんが、本地ではですね、島勝村と一応言われております。島勝から来た人になんでかと聞くとですね、小学校ないところに子どもが大きくなって住めるわけがないやないかと。そういう返事が返ってくるわけです。

そしてある先生、教育者ですけども、奥村君、小学校のないところへ都会から子どもを連れて子どもが帰ってくるわけがないやろと。そうすると津波と一緒にですね、若者及び子どもがいなくなる。まったく過疎どころかですね、もうどうしようもないような町に、これなりかねない問題も含んでいるわけです。

これはもちろん政府がですね、日本が急速な人口減と人口増を、世界に類を見ない状況になっているための原因ではあるんですけど、これを受けて各町ではですね、市町村ではいわゆる地方自治体では総力をあげてですね、対策をとっているわけですよ。

それで、1つ例えばの話をしますと、環境自然を活用した就労人口の確保とか、あるいは漁業、その中であってですね、宮川村だと思いますけども、家を建てたらですね、30年間すぎてそこへ住んでもらったら、その家をあげるとかですね、あるいは漁業についてはですね、その遊漁者、密漁者を捕まえてですね、漁業組合が、あなたはそこの漁業の町に住んでみる気持ちはないですかとか、そういうふうにして漁協も農協も各地方自治体ではですね、必死になって人口を確保して、してきとる歴史があるんですよ。

私は私自身にあってはですね、三重県に何回も行きまして、このとおりです。何回も行きまして、その人口減を止める方法はないのかと、子どもを確保する方法はないのかということも何回も私は、7回も8回も三重県庁を訪ねました。ここ4、5年の間に。

それで児童養護施設なんか、津とか松阪にたくさんあります。それで子どもをなんとか私は、恵まれないといったらちょっと語弊があるかもわかりませんが、非常に恵まれない子どもを引き取って、それでこの環境のすばらしい紀北町でですね、育てていくとか、あるいはさらに国が方向をとっている一括した養護施設ではなしに、家庭がいま聞きましたら、4、5人を限度として子どもたちを、里親制度を推進していきたいということに、推進して

いくことで三重県は強い意欲を持っているんです。

しかし我が町にあっては、そういうようなことは一切やってないですよ。そういうふうなことをやらなくてですね、それで人口が当然のごとく減ってくるわけですよ。そうすると今度は、そしてこの間も申しましたようにですね、非常に有利な企業を誘致した場合の有利な補助金制度というのもあるわけですよ。最高は5億円ですよ、これは県外から来た場合に。ところがここ県庁へ聞きまして、はっきりしましたけども、紀北町から訪ねてきて説明を求めたような経緯はないということであります。

#### **家崎仁行議長**

ちょっと待ってください。

#### **13番 奥村武生議員**

これで終わりますけども、だいたいそういうふうな議論が出るのがおかしいですよ。異議が出るのが。

たいがいにしとけ。

#### **家崎仁行議長**

奥村武生君、言葉に注意してください。

注意しました。

#### **13番 奥村武生議員**

そういうふうな人口減対策をやらずにですね、その結果出てくるのは当然のごとく休校とか閉校の問題になってくるんですよ、廃校という。引本はそういうふうなまさに引本が、その1つの例なんですよ。それを何とかしようと思って、思っはいます。私はそういうことでやっていたけども、知らないうちにですね、突然、今年の2月16日にそういう閉校の方向でいくと、どうにもならなければ、これは休校ありきなんですよ、将来を考えれば。それを全然、将来性の検討もせずにですね、いきなり閉校にもっていく。

それで保護者の会議の中でもですね、多くの意見が出ています、これは。議員も呼べ、区長も呼べ、評議員も呼べ、意見も聞いたらええやないかと。こういうことも一切やらずにですね、結局は押し切るという、こんなそやけども無茶苦茶なことは、私はなかったと思いますよ、経緯は。

ちょっと過激な言葉も使って申し訳なかったですけども、それほど私は引本の生まれ、引本で育ちですね、地方の良さの必要性、島勝、白浦、引本、そういうところの地方の良さを、これからも残していくためには考えなくてはならない問題であるというふうなことから、こ

の発言となったわけであります。

以上でございます。

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

玉津充君。

**12番 玉津充議員**

議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）に、賛成の立場で討論いたします。

今回のこの補正予算2億7,700万円ですけど、この大半はですね、行政を代表する町長はじめ行政と議会が一体となって東京まで何度も足を運んでですね、獲得してきた予算が多数含まれております。そういう意味で行政のですね、努力がこの金額に実っておるということですので、大いに賛成したいと思います。

**家崎仁行議長**

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第43号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

**家崎仁行議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

## 家崎仁行議長

ここで、意見書案が提出されておりますので、追加議事日程配付のため暫時休憩いたします。

(午前 10時 59分)

---

## 家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

---

## 追加日程第1

## 家崎仁行議長

お諮りします。

ただいま配付しました意見書案1件を追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案1件については日程に追加し、別紙議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

まず追加日程第1 意見書案第1号 核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

近澤チヅル君。

## 9番 近澤チヅル議員

最終日に提出させていただきました。今年のICANのノーベル平和賞授賞式で、節子サーロー氏が私たち被爆者は核兵器が禁止されるのを、77年間待ちわびてきました。これを核兵器の終わりの始めにしようではありませんかと呼びかけておられました。

草の根の私個人が何ができるかと考え、この意見書を提案させていただきます。

朗読をもって代えさせていただきます。

意見書案第1号

紀北町議会議員 家崎仁行 様

提案者 紀北町議会議員 近澤チヅル

賛成者 紀北町議会議員 谷 節夫

賛成者 紀北町議会議員 中津畑正量

#### 核兵器禁止条例の早期批准を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

#### 家崎仁行議長

近澤議員、先ほど核兵器禁止条約を条例と、今、訂正お願いします。

#### 9番 近澤チヅル議員

緊張しております。すいません。

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書（案）

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから70年以上経過した平成29年7月、ついに「核兵器禁止条約」が国連において122カ国の賛成多数により採択されました。

この条約では、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、あらゆる活動を禁止するとともに、核兵器は破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法などに反するものであると断罪し、今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

これは、被爆者とともに我々国民が長年にわたり切望し続けてきた核兵器完全廃絶に繋がる画期的なことであります。

また、平成29年9月から始まった国連総会では、核兵器禁止条約を「歴史的な成果」と位置づけ、多数の非核保有国が禁止条約を支持し、「核兵器のない世界」へ更なる行動を始めたことは重要であります。中でも、加盟国の3分の2近くの賛成で採択された決議「多国間核軍縮交渉の前進」は、すべての国が核兵器禁止条約に署名し、批准することを国連決議として初めて加盟国に呼びかけました。

条約によって、核兵器を違法化し、禁止する国際的な規範が打ち立てられたことで、核軍縮の議論に新たな変化が生まれてきています。

こうした中、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約への参加を検討する意思を表

明し、核兵器のない平和な世界の実現に向け、イニシアチブを発揮することが強く求められているところであります。

核兵器禁止条約の批准を求める声は、政治的立場を超えて広がっており、今こそ核の傘から脱却し、核兵器の禁止と廃絶を求める世界の流れと連帯することが求められています。

よって、恒久的平和を強く願い、「非核平和の町」宣言を議決している紀北町議会としては、政府が早期に核兵器禁止条約を批准されますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月15日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 家崎仁行

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

外務大臣 河野 太郎 様

以上です。

長文になりましたが、条約の条文や第1条、第2条を重要なところを述べさせていただきました。皆様のご審議を心からお願いいたします。

#### **家崎仁行議長**

以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

玉津充君。

#### **12番 玉津充議員**

質疑をします。1つはですね、今このタイミングでこの意見書が出されたわけなんですけど、こういう意見書については、議員同士がですね、議論を尽くした上でやるべきだと思うんですけど、なぜこのタイミングで出されたのかということと。

もう1つはこの文章の中に、イニシアチブという言葉があるんですけど、イニシアチブを発揮することが強く求められていると。このイニシアチブというのはどういう解釈を、日本語にすれば、どういう解釈をすればいいんでしょうか。以上。

#### **家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

#### **9番 近澤チヅル議員**

どのタイミングで出されたのかという質疑でございました。これが去年の7月7日に採択

され、世界大会が8月に広島で行われますので、9月議会では間に合わない、そういう思いが強くありました。他の団体から陳情も出ておりましたが、同じ内容、よく似た内容の、他の市町の陳情は棚に置くということでした。私はどうしても皆さんにお願いしたいということで、議会事務局とも相談させていただきまして、こういう形になりました。

そして皆さんにご討議いただく時間を十分にとれなかったのは、本当に反省しておりますが、自分の中では努力をいたしました。そして、昨日もこの文の中の言葉を変えた部分もありますので、意見をいただいた方もみえます。以上です。

そしてイニシアチブですけども、もう英語は皆さんのほうがご存知だと思います。

#### **家崎仁行議長**

ご存知じゃないで、今、質問が。

#### **9番 近澤チヅル議員**

イニシアチブ、世界平和の実現に向けて力とか、そういう意味じゃない、先導性とか、英語ではもしかしたら解釈の文法上では違っていると思うんですけども、私はそう解釈して、これを実を言いますと三重県議会にも、こういう三重県議会も春の議会で、このような意見書を出しているんですけど、まさにこのところは昨日、皆さんから意見があって、こうしたらどうですかというところがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### **家崎仁行議長**

玉津議員。

#### **12番 玉津充議員**

今、イニシアチブということを知ったんですが、今の答弁ではちょっと私は理解しづらかったんです。それと昨日ですね、皆さんといろいろ相談して、この文章を決められたと、今、答弁したんですが、そういう時間とかタイミングだとか、人数というのはどういうことかという皆さんとコミュニティをとられたんですか。

#### **家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

#### **9番 近澤チヅル議員**

どういう過程で皆さんに、早くからお知らせするのは一番だと思っておりました。でも玉津議員もこの間、議員提案された時は突然だったと思いましたので、それを反省いたしまして、私は常任委員会の中では早くから皆さんにお話をさせていただきまして、昨日は皆さんにこれをお届けしたいということで、お届けしたつもりなんですが、漏れていた方がおられ



るかと思えます。それは本当にこれからこういう意見書を出す時にですね、少しずつ改善、不十分なことがあったかもしれませんが、改善していきたいと、そういう思いです。

#### **家崎仁行議長**

よろしいですか。

玉津充君。

#### **12番 玉津充議員**

ちょっと誤解しないでほしいんですけど、私が先日ですね、修正を提出したのはですね、そのタイミングまでどちらにするか決めてなかったんですよ。皆さんのようにするに質疑だとか、そういうものを聞いて、その上で判断したということで、そういうタイミングしかなかったんです。だから、その辺は誤解しないでくださいね。どうですか。

#### **家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

#### **9番 近澤チヅル議員**

言った言わないとか、そういうことはいやいや私は受けておりませんでした。残念ながら議場に配られて初めて拝見させていただきました。それがそういうこともあって、今回はそれよりは早く、このタイミングでという思いながら、いつ出していいのか、初めての経験で議会事務局ともお話をさせていただいたんですけれども、不十分なことがあったと思われる方には、そういうこと今後しないように、私自身、注意して改善していきたいと思えます。

#### **家崎仁行議長**

他に質疑ありませんか。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

谷節夫君。

#### **4番 谷節夫議員**

この意見書に対して賛成討論をいたします。

私は賛成議員になっている立場から皆様もご存知のように、今も北と南の会談、それから、

北朝鮮とアメリカの会談等などで、やっぱり核兵器廃絶を強く叫んでおります。そんな中で私は当然日本が被爆国である故に、やはりこの核兵器に対しては反対するというか、やっぱりこれは廃絶しなければいけないということを強く持っております。

ですから、私は賛成したんであります。どうぞ皆さん、ご協力をよろしくお願いいたします。

### **家崎仁行議長**

続いて、原案に賛成討論される方はありませんか。

大西瑞香君。

### **2番 大西瑞香議員**

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書に対しての賛成討論をいたします。

昨年7月に国連で採択されました核兵器禁止条約は、核兵器を違法化する初めての規範であり、核兵器のない世界への大きな一歩であることは間違いありません。そして唯一の戦争被爆国である日本が、核軍縮の気運を高める旗振り役になるとともに、核兵器禁止条約への参加を表明することを望むものであります。

ただし条約締結に核保有国が入っておらず、非核保有国との間に溝ができていることも事実であります。核保有国と非核保有国との議論が進んでいくことが、真の核兵器禁止に向けた流れになるものと考えます。

少々意見を述べさせていただきましたが、今回の意見書の考え方には賛同いたします。

よって賛成討論とさせていただきます。

### **家崎仁行議長**

続いて、原案に賛成討論される方はありませんか。

奥村武生君。

### **13番 奥村武生議員**

今回の核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書に賛成する立場から討論を行います。

数年前にも同じようなことがあったと考えるところですけども、広島で多くの人が取り返しのつかない残虐な兵器によって、今なおその苦しみを引きずって生きております。当然のごとくですね、日本はそのイニシアチブをとるべきだと私は思うわけであります。

前にも申し上げましたけども、広島に原爆が落とされてですね、草も生えないと言われたんです。ところが数年経ってですね、草も生えないという焼け野原にも木々が茂り、花が咲いた、しかしこの原爆の投下によって消え去った命は蘇ることはないという、世界的指揮者

外山雄三と日本的詩人である土井大助の詩によってですね、日本をせっかんした芸術運動が巻き起こったわけでありまして。これが皆さんご存知のような外山雄三によるですね、ショスタコーヴィチの森の歌とか、ベートーベンの第九シンフォニーの大合唱運動に、大芸術運動に変わったわけでありまして。

そしてまた、このことだけでなしにですね、ビキニでですね、環礁でアメリカが核兵器の水爆実験を行った。その横にですね、当町の船もおったんですよ。どんだけ悲惨な思いをしたのか、あの人は。このことは数年前に私は、5年ぐらい前に聞きました。それで帰ってきて身体検査をされるわ、釣ってきたマグロは売れんわ、豊洲の聞いた話では市場の下へも地下へ埋められたとか、あるいは売れたマグロもですね、半額になったとか。大変な打撃を受けてそれがその漁業者のですね、採算にすごく大打撃を受けてですね、それが現在のそのことが引本だけでなしにですね、四国の船も同様の悲劇を受けたと。被害を受けたというふうに聞いております。

こういうふうなことはもう皆さん止めようではありませんか。それで1日も早く核兵器のない世界を築くべきだと私は思うのであります。

以上のことから私の意見であります。よろしく願いいたします。

#### **家崎仁行議長**

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **家崎仁行議長**

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

#### **家崎仁行議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### **家崎仁行議長**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

皆さん、6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月5日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決を賜わり、誠にありがとうございますございました。

今期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら、町政運営にあたってまいりたいと思っております。

さて、間もなく7月となり、紀北町の夏の風物詩でもあります、夏の三大祭りが、7月7日のきほく七夕物語を皮切りに、きほく燈籠祭、きほく夏祭りKODOが、町内の各会場で開催をされます。たくさんのイベントも用意されておりますので、是非ご来場いただきますようお願いを申し上げます。

また、自然と共生の町として、自然環境への取り組みを住民の皆様、事業者の皆様と一緒に進めていき、環境に配慮したまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、季節は梅雨入りし雨の多い日が続いておりますので、議員や住民の皆様におかれましては、健康にご留意されまして、ますますのご活躍をいただきますよう、ご祈念を申し上げまして、議会定例会、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

### **家崎仁行議長**

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成30年6月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月5日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できますことを心から御礼申し上げます。

これから夏本番を迎えることとなりますが、体調面にはくれぐれも気をつけていただき、一層ご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

**家崎仁行議長**

これもちまして、平成30年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 11時 25分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 9 月 5 日

紀北町議会議長                      家崎仁行

紀北町議会議員                      大西瑞香

紀北町議会議員                      原 隆伸